

紀の川ダム統合管理事務所
資料配付

配布	平成 25 年 6 月 14 日(金) 14 時 00 分
----	----------------------------------

件名	【無料配布】猿谷ダムの流木を差し上げます ～流木を有効な資源として活用して下さい～
----	---

概要	<p>猿谷ダムでは集積した流木を処分しています。 資源の有効利用を図るため、約 50m³の流木を無料配布します。 申込み方法等は以下のとおりです。</p> <p>■ 申込み方法 平成 25 年 7 月 5 日までに申請書(様式-1)を郵送、直接持参又は FAX にてお申込みください。 ※ 直接持参される方は AM9:00～PM16:00 (土、日、祝日以外)でお願いします。</p> <p>■ 配布期間 平成 25 年 6 月 21 日～平成 25 年 7 月 12 日(土、日、祝日以外) AM9:00～PM16:00</p> <p>■ 申込み・問合せ先 紀の川ダム統合管理事務所 猿谷ダム管理支所 TEL: 0747-36-0031 FAX: 0747-36-0365</p> <p>■ 配布場所 奈良県五條市大塔町猿谷ダム</p>
----	--

取り扱い	_____
------	-------

配布場所	奈良県政記者クラブ 五條市記者クラブ
------	-----------------------

問い合わせ先	国土交通省 近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所 副所長 林 和彦 電 話 0747-25-3013 F A X 0747-25-4403
--------	---

猿谷ダムの流木を無料配布します

ダム湖には台風や大雨によって大量の流木が上流から流れ込んできます。

流れ込んだ流木は、ダムやダムゲートなどの施設を損傷させる原因となることから、紀の川ダム統合管理事務所が管理する猿谷ダムでは集積した流木を処分しています。

資源の有効利用を図るため、大量に流れ込んでくる流木を地域のみなさんに活用していただければと考え、約 50m³ の流木を無料で配布することとしました。

1. 申し込み方法・配布期間

■ 申し込み方法 平成 25 年 7 月 5 日までに申請書(様式-1)を郵送、直接持参又は FAX にてお申込みください。

※直接持参される方は AM9:00～PM16:00(土、日、祝日以外)でお願いします。

■ 配布期間 ・平成 25 年 6 月 21 日～平成 25 年 7 月 12 日(土、日、祝日以外)

・AM9:00～PM16:00

※配布は申込み先着順で、無くなり次第終了します。

※上記、期間内でも対応できない場合があります。

※配布日時については、上記期間の内で、打合せの上決定します。

※打合せについては、申請書に記載して頂いた連絡先に、当方より電話を行い実施します。また、申請書を直接持参される方につきましては、その場で打合せを実施させて頂く場合もあります。

■ 申請書 ① 申込み・問合せ先へ来所

入手方法 (AM9:00～PM16:00(土、日、祝日以外)でお願いします。)

② 紀の川ダム統合管理事務所 HP

(<http://www.kkr.mlit.go.jp/kinokawa/index.php>)からダウンロード

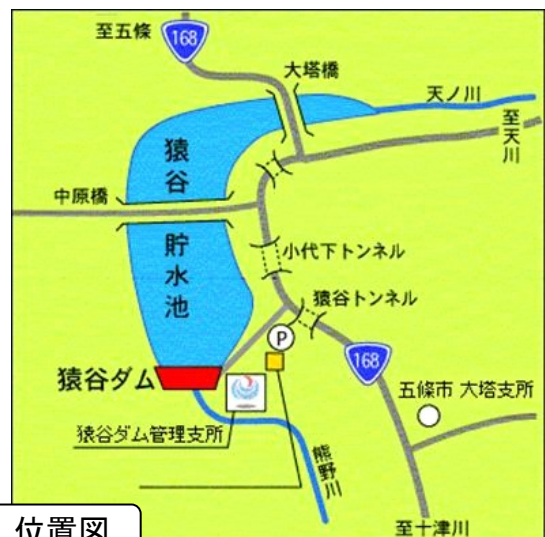
2. 申し込み・問合せ先・配布場所

■ 申込み 〒637-0408
問合せ先 奈良県五條市大塔町辻堂 1 番地の 3
紀の川ダム統合管理事務所
猿谷ダム管理支所

■ TEL 0747-36-0031

■ FAX 0747-36-0365

■ 配布場所 奈良県五條市大塔町猿谷地先



3. 配布の条件

以下の条件を守っていただける方とさせていただきます。

- ・ 所定の提供場所まで取りに来ていただける方。
- ・ 使用目的は自己消費のみとし、営利目的で転売等しない方。
- ・ 配布した流木(皮などの部位含む)を不法投棄しない方。
※引渡しを受けた後、山や川などに捨てるとう法投棄となります。
- ・ 配布した流木を過積載しない方。
- ・ 積込及び運搬を自力で行っていただける方。
- ・ 配布後の返却には応じないことをご理解いただける方。
- ・ 申請者 1 人当たりの配布量は、最大で軽トラック 1 台分を目安とします。
※これ以上必要な場合は申請時にご相談下さい。

4. その他注意点(必ずご確認ください)

■ 流木について

- ・ 流木は水分を含んでいる場合があります。
- ・ 流木は大きさ、長さ、種類等は不揃いです。運搬の為に切断する場合は道具を持参して下さい。
- ・ 幹内でも土砂等が混入している可能性があります。
- ・ 木材の品質は保証しません。
- ・ 防腐処理等していないため害虫等が発生する可能性があります。

■ 引き渡し・運搬について

- ・ 流木の選定、積込の際は、各自の自己管理のもと安全第一でお願いします。
- ・ 積込・運搬時の事故やけが等について、国土交通省は一切責任を持ちません。
- ・ 後から来る人の利用や危険防止のため、集積してある流木を散乱させないようお願いします。
- ・ 運搬時に道路上に流木が落ちないように細心の注意を払うとともに、万が一道路上に落とした場合は、申請者が責任を持って処理してください。

